

# 処理できないごみ

(産業廃棄物、適正処理困難物など)

※市では処理できません

※処理方法

- ・購入店に処理を依頼する
- ・専門処理業者に処理を依頼する
- ・中津市クリーンプラザに問い合わせる

<b>タイヤ</b> ※運搬用一輪車のタイヤも含む。 	<b>バッテリー</b> その他車部品含む 	<b>オイル</b> 	<b>バイク</b> その他バイク部品含む 	<b>ボウリングの球</b> 	<b>消火器</b> 	<b>ガスボンベ</b> 	<b>ピアノ</b> 	<b>注射器</b> 	<b>つげもの石</b> 
<b>ブロック・コンクリート・かわら・スレート・石膏ボード・土砂などの建築廃材等</b> 波板、木材、塩ビ管など含む	<b>木の根・太さ15cm以上の幹</b> 	<b>太陽光ソーラーパネル</b> 	<b>農薬・劇薬などの薬物・塗料</b> 木炭、炭、練炭など含む	<b>焼却灰</b> 	<b>ドラム缶</b> 	<b>大型動物の死体</b> 例) 鹿、猪、など			
<b>漁具</b> 船解体、網、うき、機材 など	<b>農機具・ビニールハウス・あぜシート・苗箱</b> 	<b>建具関係(建築構造物の一部とみなされるもの)</b> ドア・板戸、ガラス窓・戸、アルミサッシ戸、ふすま障子戸、網戸、流し台、洗面台、風呂釜・浴槽、ボイラー、便器本体、煙突、とい、垣根、土壌 など			<b>店舗・事業所から出る産業廃棄物</b> 例) びん、缶、ペットボトル、プラスチック製品、金属類、ガラス・陶磁器類、など				
<b>冷媒入りの機器</b> ・冷媒入りの機器は、処理困難物です。機器に記載している仕様を確認してください。 例) 冷水機、製氷機、除湿機、冷風機、空気清浄機などは、仕様を確認してください。	<b>エンジン付き・オイル付の機器</b> ・エンジン付き、オイル付の機器は、処理困難物です。 例) 草刈機本体、チェーンソー、芝刈り機本体、オイルヒータ など	<b>店舗・事業所から出るリサイクル可能な紙類</b> 例) 雑誌、新聞、段ボール書類、パンフレット、ハガキ、など	<b>事業所・造園業者から出る剪定枝木・竹・草類</b> 例) 事業所内の刈り草業者による剪定枝木農家の畑から出る草など						

## 条件付きのごみ

### 枝・木の持込み

- ・木の根、ソテツ・シュロ・バナナなどの枝木は処理できません。
- ・太さ15cm以内、長さ1m以内にして持込みください。

### 竹類の持込み

- ・枝木と草類は、混ぜないでください。
- ・長さ1m以内にしてください。
- ・竹枝、笹が付いていても構いません。

### 草類の持込み

- ・枝木と竹は、混ぜないでください。
- ・土は落としてください。
- ・除草剤を使用していない刈り草に限ります。

### 畳の持込み

- ・最大10枚/日までの持込みが可能です。

### 仏壇の持込み

- ・仏壇は、解体して持込みください。

### 犬小屋、柵などの木片類の持込み

- ・最大45ℓ袋で2袋程度まで持込み可能です。
- ・釘類は、できる限り取り除いてください。

# 犬や猫などの死体処理

## 処理の仕方

- ① 飼い犬・飼い猫の死体処理手数料 直接中津市クリーンプラザに持込む 1体につき440円
- ② 民地内の野良犬・野良猫などの処理  
民地敷地内は管理者の責により処理をお願いします。 収集業者(有料)を紹介します。
- ③ 道路上で死んでいる野良犬・野良猫などの場合は下記へお問い合わせください。

市道の場合

休日・夜間

●市役所建設土木課(TEL 62-9025)

平日・土曜の  
8:30~17:15

●中津市クリーンプラザ(TEL 24-5374)

●三光支所(TEL 43-2050)

●本耶馬溪支所(TEL 52-2211)

●耶馬溪支所(TEL 54-3111)

●山国支所(TEL 62-3111)

県道・国道の場合

●県土木事務所(TEL 22-2110)⇒ 県道(県が維持・管理する道路)

●国土交通省中津維持出張所(TEL 22-4855)⇒ 国道10号が対象